

**都市監査基準準則 — 都市監査基準 対照表**

都市監査基準準則（最近改正 平成21年 8月27日）	都市監査基準（平成28年 8月25日 改訂）	主な相違点
<p>前文</p> <p>都市監査基準準則は、各都市の監査委員が実施する監査について一般的に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であり、各都市の監査基準の指針とする。</p>	<p>（規範性）</p> <p>第2条 本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施しなければならない。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。</p>	<p>参考指針ではなく、プリンシプル・ベースの強制規範とした。（準拠しない部分について説明責任を負う。）</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この基準は、地方自治法（以下「法」という。）、地方公営企業法（以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徴取に関し、必要な事項を定めるとともに、議会及び市長若しくは関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）並びに外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 都市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第10号までの監査（以下「監査」という。）、同項第11号の検査（以下「検査」という。）及び同項第12号から第15号までの審査（以下「審査」という。）の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）並びに法第252条の30第1項に定める外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。</p>	<p>法令根拠及び対象監査等の記載を具体化した。</p>

<p>(基本方針)</p> <p>第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。</p>	<p>(監査等の目的)</p> <p>第3条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。</p>	<p>監査等の目的として統合した。</p> <p>また、監査及び検査と審査について、実施する内容を区別した。</p>
<p>(監査委員の使命)</p> <p>第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。第14条第3号において同じ。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。</p>	<p>(1) 監査及び検査については、都市の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。</p> <p>(2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。</p>	<p>また、監査及び検査と審査について、実施する内容を区別した。</p>
<p>(監査委員の責務)</p> <p>第4条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事</p>	<p>(倫理規範)</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は</p>	<p>監査委員自身の倫理規範として再整理し、また自己研さんを追記した。</p> <p>これに伴い、事務補助職員の指導監督は、監査委員の品質</p>

<p>務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を指導監督しなければならない。</p> <p>4 監査委員は、議会又は市長にあらかじめ意見を聴かれたり、外部監査人に協議を求められた場合、信義誠実な態度で応じなければならない。</p>	<p>他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。</p>	<p>管理の一環として再整理した（基準第11条第3項）。</p>
<p>（事務補助職員心得）</p> <p>第5条</p> <p>事務補助職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 職責の重大性にかんがみ、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努める。</p> <p>(2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究する。</p> <p>(3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施する。また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様である。</p> <p>(4) 監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受ける。</p> <p>(5) 監査等の終了後は、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命する。</p> <p>(6) 復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ具体的に記述する。</p> <p>(7) 代表監査委員の命を受けた場合、外部監査人の行う監査</p>	<p>（該当なし）</p>	<p>基準を、監査委員自身が遵守すべき規範としたことにより、事務補助職員自身の規範は盛り込まないこととした。</p>

<p>の適正かつ円滑な遂行に協力する。</p>		
<p>(実施の基本方針) 第6条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。</p>	<p>(指導的機能の発揮) 第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。</p>	<p>その重要性から、指導的機能の発揮を単独の基準とした。</p>
<p>(計画的な監査等の実施) 第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定するとともに、適切な実施計画を作成し、これに基づいて秩序整然と適時に実施しなければならない。</p>	<p>(監査等の実施) 第7条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断しなければならない。</p>	<p>リスク・アプローチに基づき効果的かつ効率的な監査を実施することを明記した。</p>
<p>(監査等の調整) 第8条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。 2 監査委員は、外部監査人に対し、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(統合)  (他者情報の利活用及び調整) 第17条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めなければならない。 2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しな</p>	<p>基準第13条（監査等の実施方針及び計画の策定）に統合した。  準則第8条第1項は、基準第7条（監査等の実施）に包含した。 また、効果的かつ効率的な監査の観点から、他者情報の利活用について追記し</p>

	<p>なければならない。</p> <p>3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。</p>	<p>た。</p>
<p>(監査等の実施手続の適用基準)</p> <p>第9条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。試査による場合はその範囲を合理的に決定しなければならない。</p> <p>2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。</p> <p>3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。</p>	<p>(監査等の手続)</p> <p>第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。</p> <p>2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。</p> <p>3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。</p> <p>4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を</p>	<p>リスク・アプローチ監査の観点で再整理した。また、監査等の手続策定上着目すべき要点、異常又は不正の兆候等を見つけた場合の対応を、それぞれ追記した。</p> <p>なお、用語の解説（手続内容）は逐条解説に別途記載した。</p>

	追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。	
(合理的基礎確保の基準) 第10条 監査委員は、監査等の項目の重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。	(合理的な基礎の形成) 第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。	合理的な基礎の形成に必要な、十分かつ適切な監査等の証拠の入手を明記した。
(報告、意見の提出) 第11条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告、意見（以下「報告等」という。）を決定し、速やかに提出及び公表の取組をとらなければならない。	(報告及び意見の提出) 第19条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。	法に基づいて、監査又は検査と、審査で、提出すべきものの違いを整理した。 準則第12条第3項は、基準第12条（合理的な基礎の形成）に包含した。
(報告等の作成) 第12条 報告等には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。 2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。 3 指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。	2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。 3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。	
(報告等の提出以前の周知の禁止) 第13条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。	(情報管理) 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。	監査等の結果に限らず、情報管理に関する基準として再整

	<p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱わなければならない。</p>	<p>理した。</p>
<p>(監査)</p> <p>第14条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 定期監査（法第199条第4項の規定による監査）</p> <p>毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次の事項について行うもの</p> <p>ア 市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>イ 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>ウ 必要に応じ、市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>(2) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）</p> <p>必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの</p> <p>(3) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）</p> <p>必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施するもの</p> <p>(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定</p>	<p>(監査等の種類)</p> <p>第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 財務監査（法第199条第1項）</p> <p>(2) 行政監査（法第199条第2項）</p> <p>(3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）</p> <p>(4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）</p> <p>(5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）</p> <p>(6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）</p> <p>(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）</p> <p>(8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項又は公企法第34条）</p> <p>(10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項）</p> <p>(11) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）</p> <p>(12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）</p> <p>(13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）</p> <p>(14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）</p> <p>(15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）</p>	<p>監査、検査及び審査を統合した。</p> <p>監査等について解説している部分は、着眼点に相当するものでもあり、基準としてはふさわしくないことから、記載しないこととした。</p> <p>なお準則第8号の「請願の措置としての監査」は、請願に対する監査委員の措置対応を求めるものであり、この条項を根拠に監査委員の職務権限としての監査を求めるものではないため、除外した。</p> <p>また、定期監査及び随時監査は、監査の実施方法による区</p>

<p>による監査)</p> <p>財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査）</p> <p>指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>(6) 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条の規定による監査）</p> <p>請求に係る事務の執行について実施するもの</p> <p>(7) 議会の請求に基づく監査（法第 98 条第 2 項の規定による監査）</p> <p>請求に係る事務について実施するもの</p> <p>(8) 請願の措置としての監査（法第 125 条の規定に関する監査）</p> <p>議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施するもの</p> <p>(9) 市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項の規定によ</p>	<p>2 前項第 1 号に規定する財務監査は、定期監査（法第 199 条第 4 項）又は随時監査（法第 199 条第 5 項）として実施する。</p>	<p>別であることから、別の項とした。</p>
--	---	-------------------------

<p>る監査)</p> <p>要求に係る事務の執行について実施するもの</p> <p>(10) 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条の規定による監査）</p> <p>請求の内容について実施するもの</p> <p>(11) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第34条の規定による監査）</p> <p>要求に係る事実の有無等について実施するもの</p> <p>(12) 共同設置機関の監査（法第 252 条の11第 4 項の規定による監査）</p> <p>共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が実施するもの</p>		
<p>(検査)</p> <p>第15条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）</p> <p>会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p>		

<p>(審査)</p> <p>第16条 審査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第30条第 2 項の規定による審査）</p> <p>決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>(2) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項の規定による審査）</p> <p>基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの</p> <p>(3) 健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項、第22条第 1 項の規定による審査）</p> <p>健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施するもの</p>		
<p>(報告の徴取)</p> <p>第17条 監査委員は、地方自治法施行令第 168条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令第22条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めるものとする。</p>	<p>(報告の徴取)</p> <p>第 8 条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第 16号。以下「法施行令」という。）第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403 号）第 22条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 監査委員は、法施行令第 158 条の 2 第 5 項の規定によ</p>	<p>法令根拠及び報告の徴取対象の記載を具体化した。</p> <p>また、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果についての報告の徴取を</p>

	り、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。	追加した。
<p>(監査計画の作成)</p> <p>第18条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。</p> <p>(1) 実施予定の監査等の種類及び対象</p> <p>(2) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課係名</p> <p>(3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項</p> <p>2 実施計画は、監査等の種類別に次の各号に掲げる事項について定める。</p> <p>(1) 監査等の種類</p> <p>(2) 監査等の対象事務等</p> <p>(3) 監査等の対象期間</p> <p>(4) 監査等の担当者及び事務分担</p> <p>(5) 監査等の基本方針</p> <p>(6) 監査等の実施場所及び日程</p> <p>(7) 監査等の項目及び着眼点</p> <p>(8) 監査等の実施手続の選択</p> <p>(9) その他監査等の実施上必要と認める事項</p>	<p>(監査等の実施方針及び計画の策定)</p> <p>第13条 監査委員は、都市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、リスク管理体制や内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直さなければならない。</p> <p>2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 実施予定の監査等の種類及び対象</p> <p>(2) 監査等の対象別実施予定時期</p> <p>(3) 監査等の実施体制</p> <p>(4) その他必要と認める事項</p> <p>4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>リスク・アプローチの観点で計画作成を再整理した。</p> <p>また、監査等の実施方針策定を明記し、監査計画との関係を示した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査等の種類</li> <li>(2) 監査等の対象</li> <li>(3) 監査等の着眼点</li> <li>(4) 監査等の主な実施手続</li> <li>(5) 監査等の実施場所及び日程</li> <li>(6) 監査等の担当者及び事務分担</li> <li>(7) その他監査等の実施上必要と認める事項</li> </ul>	
(新設)	<p>(監査等の計画の変更)</p> <p>第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。</p>	監査等における柔軟な対応の重要性から、追加した。
<p>(事前通知)</p> <p>第19条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。</p>	(該当なし)	事務的手続は基準としてふさわしくないことから、記載しないこととした。
<p>(資料要求等)</p> <p>第20条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。</p>	(該当なし)	事務的手続は基準としてふさわしくないことから、記載しないこととした。
<p>(事前研究)</p> <p>第21条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法令等の調査研究を行い、基礎知</p>	(統合)	基準第13条（監査等の実施方針及び計画の策定）に統合し

<p>識をかん養する。</p> <p>2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。</p> <p>3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握する。</p>		<p>た。</p>
<p>(監査等の着眼点)</p> <p>第22条 第18条第2項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、別項に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>参考にすぎない監査等の着眼点の取り扱いについては、基準にふさわしくないことから、除外した。</p>
<p>(監査等の実施手続の選択適用)</p> <p>第23条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次の各号に定めるもののうち、通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施する。</p> <p>(1) 通常実施すべき監査等の実施手続</p> <p>ア 照合 証憑突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。</p> <p>イ 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。</p> <p>ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察し</p>	<p>(実施すべき監査等の手続の適用)</p> <p>第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。</p>	<p>監査等の手法を再整理し、リスク・アプローチの観点で手続として適用することを明示した。</p> <p>なお、用語の解説(手続内容)は逐条解説に別途記載した。</p>

<p>て正否を確かめる。</p> <p>エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。</p> <p>オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求める。</p> <p>カ 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。</p> <p>キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。</p> <p>(2) その他の監査等の実施手続</p> <p>ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。</p> <p>イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。</p> <p>ウ 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうかを確かめる。</p> <p>エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。</p>		
<p>(監査等の実施手続の適用方法)</p> <p>第24条 第14条第1号から第5号まで、第12号、第15条及び</p>	<p>(統合)</p>	<p>基準第15条(監査等の手続)第3項に</p>

<p>第16条に掲げる監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合、当該事項については範囲を拡大して手続を実施し、必要と認めるときは精査によるものとする。</p>		<p>統合した。</p>
<p>(監査等の講評) 第25条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を聴取する。</p>	<p>(弁明、見解等の聴取) 第18条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。</p>	<p>講評不実施の都市を考慮し、当該用語を使用しないこととした。</p>
<p>(報告の提出等) 第26条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次の各号により提出等しなければならない。 (1) 第14条第1号から第5号まで並びに第15条については、議会及び市長等 (2) 第14条第6号については、議会、市長等及び請求人の代表者 (3) 第14条第7号については議会、第9号については市長等 (4) 第14条第10号については、請求人 (5) 第14条第11号については、市長又は企業管理者 (6) 第14条第12号については、関係地方公共団体の長 2 事務の監査の請求に係る個別外部監査について、外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求人の代表者に送付しなければならない。 3 住民監査請求に係る個別外部監査について、外部監査人</p>	<p>(統合)</p>	<p>基準第19条に統合した。 なお、準則第2項及び第3項は、外部監査人から監査の結果報告があった場合の事務的手続であることから、記載しないこととした。</p>

<p>から監査の結果報告があったときは、請求に理由があるかどうかを決定の上請求人に通知しなければならない。</p>		
<p>(意見の提出)</p> <p>第27条 決算審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、審査意見を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、市長又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。</p> <p>3 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。</p> <p>4 外部監査人の監査結果について必要があると認めるときは、議会及び市長等に対して意見を提出することができる。</p>	<p>(統合)</p>	<p>基準第19条に統合した。</p>
<p>(勧告)</p> <p>第28条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会又は市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>住民監査請求の監査の結果如何によって発生する事務的手続であることから、記載しないこととした。</p>
<p>(報告等の決定)</p> <p>第29条 報告等の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議による。</p> <p>(1) 第14条第1号から第4号まで、第6号、第7号及び第</p>	<p>(監査委員の合議)</p> <p>第21条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に</p>	<p>法で監査委員の合議が要求される事項を再整理した。</p>

<p>9号から第11号までに定める監査結果</p> <p>(2) 第16条に定める審査意見</p> <p>(3) 外部監査人の監査結果に関する意見</p> <p>(4) 住民監査請求に係る個別外部監査の結果に関する報告について請求に理由があるかどうか及び勧告</p>	<p>定める監査結果</p> <p>(2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告</p> <p>(3) 第4条第1項第12号から第15号までに定める審査意見</p> <p>(4) 包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第5項）</p> <p>(5) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第7項）</p> <p>(6) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第4項）</p> <p>(7) 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第4項）</p> <p>(8) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第4項）</p> <p>(9) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第3項及び第8項）</p> <p>(10) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第5項）</p>	
---	--	--

<p>(報告等の公表)</p> <p>第30条 報告等のうち、第14条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号に定める監査、並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。公表は、市公報に登載するなど、広く市民に周知することができる方法により行う。</p>	<p>(監査報告等の公表)</p> <p>第22条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>公表の方法までも規定する必要はないことから、基準としなかった。</p>
<p>(報告書等の記載事項)</p> <p>第31条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。</p> <p>(1) 報告等の提出日付</p> <p>(2) 監査等を実施した監査委員名</p> <p>(3) 監査等の種類</p> <p>(4) 監査等の概要</p> <p>ア 監査等の実施期間</p> <p>イ 監査等の対象とした局部課又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）</p> <p>ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）</p> <p>エ その他監査等の目的又は着眼点</p> <p>オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果</p> <p>(5) 監査等の結果</p> <p>ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見</p> <p>イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠</p>	<p>(監査報告等の内容)</p> <p>第20条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 本基準に準拠している旨</p> <p>(2) 監査等の種類</p> <p>(3) 監査等の対象</p> <p>(4) 監査等の着眼点</p> <p>(5) 監査等の主な実施内容</p> <p>(6) 監査等の実施場所及び日程</p> <p>(7) 監査又は検査の結果及び意見</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p> <p>2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。</p>	<p>監査報告等の記載内容を再整理するとともに、監査等の結果については記載内容を過度に制約しないよう、記載内容までは規定しないこととした。</p> <p>また監査等の重大な制約等があった場合の対応を追記した。</p>

<p>等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。)</p>		
<p>(監査等の結果報告後の処置)</p> <p>第32条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見及び外部監査結果については、議会又は市長等から適時措置状況報告を求めるものとする。</p> <p>2 第14条第1号から第4号まで、第9号及び第12号並びに外部監査に係る議会又は市長等からの措置状況報告は、これを公表しなければならない。</p> <p>3 第14条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。</p> <p>4 公表の方法については、第30条後段の規定を準用する。</p>	<p>(措置状況の報告等)</p> <p>第23条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 監査委員は、第4条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第10号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。</p>	<p>その重要性から、措置状況の報告を求める目的を追記した。</p> <p>なお、現行法上監査委員の義務とはされていないことから、努力規定とした。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査調書の作成及び保存)</p> <p>第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、文書保存期間に応じて適切に保存しなければならない。</p>	<p>説明責任を果たすうえで監査調書が重要であることから、追加した。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(品質管理)</p> <p>第11条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針と手続を定めなければならない。</p> <p>2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監</p>	<p>監査等の水準を一定以上確保するためには品質管理が重要であることから、追</p>

	<p>査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。</p>	<p>加した。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>第1条 この準則は、昭和60年8月29日から施行する。</p> <p>2 昭和41年7月20日制定の都市監査基準準則は廃止する。</p> <p>第2条 一部事務組合又は企業団に係るこの準則の規定の適用については、規定中「市」とあるのは「一部事務組合」又は「企業団」と読み替えるものとする。</p> <p><b>附 則（平成元年8月22日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成元年8月22日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成4年8月20日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成4年8月20日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成10年8月27日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成10年8月27日から施行する。ただし、外部監査に関する項目は、平成10年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成15年8月28日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成15年8月28日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成16年8月26日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成16年8月26日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成17年8月30日改正）</b></p> <p>改正後の準則は、平成17年8月30日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>第1条 本基準は、平成27年8月27日から施行する。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間は、本基準を適用しないことができる。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>第1条 本基準は、平成28年8月25日から施行する。</p>	<p>—</p>

附 則（平成21年8月27日改正）		
-------------------	--	--

改正後の準則は、平成21年8月27日から施行する。